

1 1. 災害時要配慮者対策

災害時要配慮者

災害時の避難や避難生活において配慮が必要な方（高齢者、障害者、難病の人、乳幼児、妊産婦など）を「災害時要配慮者」としている。

平成 23 年に発生した東日本大震災では、被災地全体の死者のうち 65 歳以上の高齢者の死者数は約 6 割であり、障害者の死亡率は、被災住民全体の死亡率の約 2 倍に上った。また、消防職員、消防団員、民生委員などの支援者も多数犠牲となった。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえて、実効性のある避難支援が行われるよう、平成 25 年 6 月に、災害対策基本法の一部が下記のとおり改正された。

- ①災害時に 1 人では避難することが困難な方（避難行動要支援者）の名簿作成が市町村に義務付けられた。
- ②避難行動要支援者本人から同意を得られた名簿は、平常時から災害に備えて地域の避難支援関係者に提供されることとなった。

名簿を活用して事前の準備を進めるため、避難行動要支援者一人ひとりの実情に応じた避難計画（個別計画）を作成する市町村の取り組みを支援している。

●県内の状況（R 元. 9 月末時点）

- ・(a) 避難行動要支援者数 59,780 人
- ・(b) 名簿提供の同意者数 35,962 人 (b/a = 60.2%)
- ・(c) 個別計画作成者数 7,077 人 (c/a = 11.8%)

災害時要配慮者が避難生活を送る施設として、バリアフリー化されたトイレやベッドなどが整備された「福祉避難所」が市町村により指定されている。

社会福祉施設など、元々要配慮者の利用を想定した施設を中心に指定がされているが、不足している状況である。

そのため、一般の避難所で要配慮者を受け入れられるよう、要配慮者の特性に応じたスペースや資機材の整備を進めている。

●県内の状況（R 元. 9 月末時点）

- ・指定状況 220 施設（9,445 人分 介助者を含む）